

新潟県立看護大学紀要規程

(平成 23 年 9 月 15 日施行)

平成 24 年 5 月 17 日改正

令和 2 年 1 月 15 日改正

(趣旨)

第 1 条 新潟県立看護大学(以下「本学」という)の教員等の研究活動を、広く学内外に公表することを目的として、新潟県立看護大学紀要(The Annual Bulletin of Niigata College of Nursing ;以下「紀要」という)を発行する。

(委員会)

第 2 条 紀要の刊行については、新潟県立看護大学紀要委員会(以下「委員会」という)がその任にあたる。

(投稿資格)

第 3 条 紀要へ投稿できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学専任職員
- (2) 本学名誉教授・特任教授・臨床教授・臨床講師・非常勤講師
- (3) 本学大学院に在籍する大学院生
- (4) 本学元職員・大学院博士課程修了生・学士課程卒業生
- (5) (1)との共同研究者
- (6) その他委員会が適当と認めた者

(論文の言語)

第 4 条 用いる言語は、日本語あるいは英語とする。

(論文の種類)

第 5 条 紀要に収録する論文の種類は、総説、原著、短報、報告、資料等である。

(倫理的配慮)

第 6 条 人および動物が対象の研究で倫理的配慮が必要なものは、その旨本文中に明記されていなければならない。

(原稿の受付及び論文の採否)

第 7 条 この規程及び投稿要項を著しく逸脱するものについては、形式が整い提出された時点を受付日とする。

- 2 論文の採否は、査読者の意見をもとに、委員会で決定する。
- 3 査読要項については、別に定める。

(著作権)

第 8 条 掲載論文の著作権は本学に帰属する。

- 2 投稿された論文は、電子化し、公開されることに同意されたものとする。

(発行)

第9条 紀要の発行は、原則として年1回とする。

(投稿)

第10条 投稿は、投稿要項によるものとし、別に定める。

(庶務)

第11条 紀要の発行に関する事務は、事務局において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、紀要の発行に関し必要な事項は、委員会の議を経て教授会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成23年9月15日から施行する。
- 2 この規程は、平成24年5月17日から施行する。
- 3 この規程は、令和2年1月15日から施行する。